

除斥申立書

2025年（令和7年）6月24日

最高裁判所第二小法廷 御中

申立人ら代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

申立ての趣旨

御庁令和6年（行ニ）第43号の令和7年6月18日付決定に対する即時抗告申立事件について、裁判官岡村和美、裁判官三浦守、裁判官尾島明、裁判官高須順一をその職務の執行から除斥する。

との裁判を求める。

申立ての理由

第1 本申立ての概要

原決定は、御庁の第二小法廷が担当し、同小法廷所属の裁判官岡村和美、裁判官三浦守、裁判官尾島明、裁判官高須順一（以下「本件裁判官ら」という。）が全員一致で棄却したものである。

原決定に対する申立人らの即時抗告は、原決定について誤りがあるとして再考を求めるものであり、その実質は本件裁判官らの判断の誤りを指摘して再審理を求めるものにほかならない。そのため、後記第2で述べるとおり、本件裁判官らは、「不服を申し立てられた前審の裁判に関与した」ものとして民訴法第23条1項第6号にあたるとともに、「事件の当事者である」として同項1号にあたる。

したがって、本件裁判官らは民訴法第23条1項第1号並びに同第6号によりその職務の執行から除斥されるものと思料するので、本申立てをする。

第2 民訴法第23条1項該当性

1 第6号該当性

民訴法第23条1項第6号は、裁判官が不服を申し立てられた前審の裁判に関与したことを除斥原因としている。

これについては、大審院が、不服を申し立てられた確定裁判に関与した判事が再審の訴えに関与しても前審の裁判に関与したものとはいえないとしたことを基礎に、同号の「前審」とは当該事件について直接または間接に下級審のなした裁判を指すとして、対象事件を担当したのと同じの裁判体に即時抗告申立事件を担当させてもかまわないとする見解が想定されるのかもしれない（大審院昭和18年6月22日判決、大審院民集22巻14号551頁、最高裁判所第二小法廷昭和39年9月4日判決、最高裁判所裁判集民事75号175頁参照）。

しかし、大審院の上記判断は、基本的人権という考え方がなく、裁判を受ける権利（明治憲法24条）を含めて国民（臣民）の権利は法律の範囲内で保障され

るに過ぎないとする旧憲法下でなされたものであり、基本的人権の尊重を基本原理とする現憲法下で安易に通用させるべきものではない。

さらにいえば、上記の大審院昭和18年6月22日判決の事案は、対象事件の担当裁判官3名のうちの1名が、再審の訴えの担当裁判官3名のうち1名になったというものである。一方、本件裁判官らが本件即時抗告申立事件を担当するということは、原審で全員一致の棄却決定をした裁判官が抗告審の審理を担当することになるから、単独裁判官の判断に対する原決定を当該裁判官が単独で担当するに等しい。本件に大審院18年6月22日判決の示した解釈をそのまま用いることができないことは明らかである。

現憲法施行から78年が過ぎ、「公平な裁判所(impartial tribunal)」「(“impartial”とは「議論に参与するいずれの側をも支持しないこと」(not supporting any of the sides involved in an argument. Cambridge Advanced Learner's Dictionary & Thesaurus)を意味する。))による裁判を保障する自由権規約(第14条2項)が昭和54年(1979)年9月に日本において発効してから26年近くが経過した21世紀の今日においては、不服を申し立てられた原決定に参与した裁判官が即時抗告申立事件に参与することは「前審」の裁判に参与したものとして第6号の除斥事由になるというべきである。

したがって、本件即時抗告申立事件の「前審」である原決定に参与した本件裁判官らには、民訴法第23条1項第6号の除斥事由がある。

2 第1号該当性

ここで仮に、民訴法第23条1項第6号の「前審」の解釈について再審の対象事件の審理は含まないとする大審院の判断を踏襲するとしても、原審を担当した裁判官がその抗告審を担当することは、民訴法第23条1項第1号の除斥事由に当たり、許されない。

なぜなら、抗告申立事件は、原決定の誤り等があることを理由として審理のやり直しを求めるものであるから、原審を担当した裁判官は、やり直しを求められ

る審理判断を行った主体であり、訴訟法上の原告・被告の立場にはないものの、原決定の違憲・違法等の誤りを作出する事実行為を直接行った者であるという点で「事件の当事者」に他ならないからである。

まして、上述のとおり「公平な裁判所 (impartial tribunal)」による裁判を保障する自由権規約が日本において発効しているのであるから、原決定に関与した裁判官はその抗告申立事件においては「事件の当事者」であり、原決定に関与した裁判官が抗告審の審理に関与することは「裁判所」の「公平性」を損なうものとして第1号の除斥事由となる。

そこで本件をみると、原決定に担当裁判官として関与した本件裁判官らは原決定の「事件の当事者」である。

したがって本件裁判官らには民訴法第23条1項第1号の除斥事由がある。

3 結論

以上のとおり、裁判官岡村和美、裁判官三浦守、裁判官尾島明、裁判官高須順一は、民事訴訟法第23条1項第1号及び第6号によって、その職務の執行から除斥されるものと思料するので、本申立てをする。

以上